

傷病手当金と出産手当金の給付金額の計算方法がかわります

健康保険法の改正により、平成28年4月1日から傷病手当金と出産手当金の給付金額の計算方法が変わります。

■ 傷病手当金

- ・ 被保険者が業務外の病気やけがの治療のため仕事につくことができないで、
- ・ 給料等を得られないときに、被保険者とその家族の生活を守るために傷病手当金が
- ・ 支給されます。
- ・ ※ ただし、支給開始日から1年6ヶ月を限度に医師が労務不能と認めた期間です。

■ 出産手当金

- ・ 出産のため仕事を休み給料等がもらえないときに、出産の日（予定日より遅れた
- ・ 場合は予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日の間
- ・ 出産手当金が支給されます。

◆ 傷病手当金と出産手当金の計算方法

平成28年3月31日までの給付金額

$$1日あたりの給付金額 = [\text{休んだ日の標準報酬月額}] \div 30日 \times \frac{2}{3}$$



平成28年4月1日からの給付金額

$$1日あたりの給付金額 = \left[\begin{array}{c} \text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の} \\ \text{各月の標準報酬月額を平均した額} \end{array} \right] \div 30日 \times \frac{2}{3}$$

※ 支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のこと

※ 被保険者期間が1年に満たない場合は、以下のいずれか低い額を支給日額として決定します。

- ① 支給開始日以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額を用いて計算
- ② 支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額を用いて計算

例1 被保険者期間が1年以上ある場合

標準報酬月額(千円)	300	300	300	300	300	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
				12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

支給開始する日

$$[300(\text{千円}) \times 3(\text{月}) + 320(\text{千円}) \times 9(\text{月})] \div 12(\text{月}) \div 30(\text{日}) \times 2/3 = 7,000\text{円} (\text{支給日額})$$

例2 被保険者期間が1年未満の場合

標準報酬月額(千円)	300	300	300	300	300	320	320	320	320	320	320
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	

支給開始する日

① 被保険者期間の標準報酬月額の平均額

$$[300(\text{千円}) \times 5(\text{月}) + 320(\text{千円}) \times 5(\text{月})] \div 10(\text{月}) \div 30(\text{日}) \times 2/3 = 6,887\text{円} \dots \text{①}$$

② 公文健康保険組合の平均標準報酬月額を380千円とした場合

$$380(\text{千円}) \div 30(\text{日}) \times 2/3 = 8,447\text{円} \dots \text{②}$$

★①と②を比べたところ、①の額の方が低いため支給日額は6,887円で決定します。

(計算のルール) ※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入する
 ※2 「2/3」で計算した起因額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入する

◆ 傷病手当金と出産手当金の調整について

平成28年3月までは、傷病手当金を受給している方が途中で出産手当金の受給を開始するとき、傷病手当金の受給は停止されていましたが、平成28年4月からは、傷病手当金の額が出産手当金の額より多い場合は、その差額を受給することになります。